

お知らせ

城里町役場（代表）
☎ 029-288-3111

お知らせ

常北都市計画用途地域の 見直し案の縦覧を行います

町では、都市計画法の規定に基づき、常北都市計画用途地域変更案の縦覧を行います。

この案に意見のある方は、縦覧期間の終了日までに意見書を提出することができます。

案件

常北都市計画用途地域変更

関係図書の縦覧

期 間 1月15日（水）～29日（水）※土、日、祝日を除く

場 所 都市建設課（コミュニティセンター）城里 3階

意見書の提出 1月29日（水）（必着）までに直接または郵送で、都市建設課（〒311-14391 城里町石塚1428-25）へ提出してください。

問合せ

都市建設課（内線261）
☎ 029-288-3111

障害者手帳をお持ちの皆さんへ 自動車税減免申請の出張 窓口開設

茨城県では、障害者手帳等の交付を受けている方で、一定の

要件を満たす場合には、申請に基づき自動車税及び自動車取得税の減免を行っています。

次の日程で、臨時窓口を開設しますのでご利用ください。

日 時 1月28日（火）午前10時から午後3時まで

場 所 常北保健福祉センター

※減免の要件により手続きに必要な書類が異なるため、事前に水戸県税事務所にお問い合わせください。

※減免申請は水戸県税事務所でも随時受け付けています。

問合せ

水戸県税事務所 収税第二課
☎ 029-221-6768

県央地区の情報をスマートフォンでらくらく検索！

「いばらき県央地域ガイド」
(<http://www.mito-kouiki.com/>)
がスマートフォン対応になり、大きな文字で閲覧しやすい画面表示になりました。

このサイトでは、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城県、大洗町、城里町、東海村）のイベント情報や公共施設の利用案内が情報発信されています。

また、9市町村間では、公共施設の一部を住民以外の方も同

じ条件で利用できるようにしていますので、ぜひご利用ください。

問合せ 水戸市役所地域振興課
☎ 029-232-9105

おでかけください！

●第14回かさまの陶雛・桃宴（笠間市）

期 間 1月28日（火）～3月3日（月）

場 所 陶の小径、ギャラリーロード、やきもの通り、笠間稲荷門前通りほか

内 容 笠間焼陶雛人形の展示販売、吊るし雛展示など

問合せ（二社）笠間市観光協会
☎ 0296-721-9222

ホロルの湯からのお知らせ

◇近日のイベント

- ・1/19(日)「手作り市」
(10:00～17:00/玄関ホール)
- ・1/26(日)「ホロルまつり」
(10:00～17:00/玄関ホール)

◆休館日

1月6日(月)、14日(火)、20日(月)、27日(月)、
2月3日(月)、10日(月)、17日(月)、24日(月)

問合せ ホロルの湯 ☎ 029-288-7775

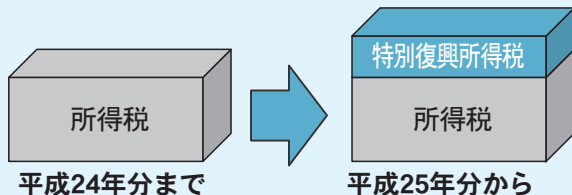
広 告

東日本大震災復興のための税率改正について

東日本大震災からの復興財源とするため、所得税と町県民税の均等割額が改正されます。

平成25年分の所得税から 特別復興所得税が加算されます

期間 平成25年分所得税から
平成49年分所得税まで
税額 原則としてその年
の所得税額の2.1% **2.1%を加算**



問合せ 水戸税務署 ☎029-231-4211

個人にかかる町・県民税の 均等割額が改正されます

期間 平成26年度から平成35年度まで

均等割	改正後	改正前
町民税	3,500円	3,000円
県民税	2,500円	2,000円
合計	6,000円	5,000円

※県民税均等割額には森林湖沼環境税（1,000円）が含まれています。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111（内線124）

税金は納期限内に納めましょう

◇公平な納税のために期限内納付を！

納税は、教育・勤労とともに国民の三大義務です。
大多数の方は期限内に納付されていますが、なかには納期限までに納めない方がいます。
納期限までに納付されないと、大多数の善良な納税者との公平性が保たれなくなるとともに、町の財政が圧迫され、住民サービスに支障をきたしかねません。
そのため、町では、納付資金のある滞納者に対して、差押え等の滞納処分を強化しています。

◎町税滞納処分の推移【差押え実績】

(件)

区 分	H21～ H24年度	H25年度				合計
		4～6月	7～8月	9～11月	小計	
預貯金	276	19	18	22	59	335
給 与	5	2	—	—	2	7
生命保険	113	19	10	7	36	149
不動産	51	—	1	—	1	52
国税還付金	7	10	5	—	15	22
出資金	5	—	2	1	3	8
合 計	457	50	36	30	116	573

◇税金を納めないでいると損することばかり…

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」…などの理由で、税金を納めないとうなるのでしょうか？

滞納した場合には、課税された税額のほかに、延滞金と督促手数料を納めなければなりません。滞納したままですと、「滞納処分（差押えなど）」がなされる場合があります。

◆延滞金について◆

法律（地方税法369条ほか）では、税金を納期限後に納付する場合は、税額に延滞金を加算して納付しなければならないと規定されています。

納期限内に納付していただいている納税者との公平性を保つため、滞納者には法定利率の延滞金を納めていただくことになります。

問合せ 税務課 収納対策室 ☎029-288-3111（内線121、122）

納税でお困りなら…

納税相談をしてください

病気や失業、事業の経営不振など

やむを得ない理由で納期限内に税金を納めることが困難な方には、生活状況などを伺わせていただいた上で、納付計画のアドバイスをしています。